

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○大規模小売店舗立地法により県が意見述べた件三件	七二	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	七三
○平成二十一年度麦類原種の配付数量及び配付価格を定めた件	七三	○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	七四
○患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件	七三	○園科技工士国家試験を実施する件	七四
○土地改良区の定款の変更を認可した件	七三	○肥料の検査の結果の概要を公表する件	七五
○保安林の指定をする予定である旨通知があった件	七三	福 島 県 公 安 委 員 会	
○保安林等の皆伐面積の残存許容限度を公表する件	七三	○銃砲刀剣類所持等取締法第十二条の二及び第十二条の三の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則	七五
○道路の区域を変更する件	七三	○銃砲刀剣類所持等取締法の規定により医師を指定した件の一部を改正する件	七六
公 告		正 誤	
		○平成二十一年三月二十七日付け号外第十八号中	七六

## 告 示

### 福島県告示第七百三十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年十二月一日から平成二十二年一月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び田村市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十二月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
メガステージ田村 福島県田村市船引町字源次郎百十八番地一ほか二十六筆
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第七百三十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年十二月一日から平成二十二年一月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十二月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル一箕町店 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字藤原五十二
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第七百三十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年十二月一日から平成二十二年一月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十二月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイユーエイト会津若松店 福島県会津若松市駅前町二百三十九番十四ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第七百三十六号

平成二十一年度麦類原種の配付数量及び配付価格を次のとおり定めた。  
平成二十一年十二月一日

- 一 原種の配付数量  
種類 品種名 数量(単位 キログラム)  
大麦 シュンライ 一一〇
  - 二 原種の配付価格  
種類 単位 価格(消費税及び地方消費税を除く。)  
大麦 一キログラム 一五七円
- (水田畑作課)

**福島県告示第七百三十七号**  
 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、  
 家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。  
 平成二十一年十二月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	患畜	一頭	岩瀬郡	平成二二年 十一月一九日	命令殺

(畜産課)

**福島県告示第七百三十八号**

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、安達疏水土地改良区から平成二十一年十一月四日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十日認可した。

平成二十一年十二月一日

福島県知事 佐藤 雄 平  
(農村計画課)

**福島県告示第七百三十九号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十一年十二月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所  
南相馬市鹿島区小山田字ブナ坂二一四、一一七、一一三の三、一二五、一二七の一、

- 一二七の二、一二八、一三〇、一三一、一三三、一三六、一三八、一四一から一四五まで、一七四、一九七から二〇九まで、二一一、二一二、二九八、三一七、三三六、三三八、三三九、三四三から三四六まで、七七〇、七七二

- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

**福島県告示第七百四十号**

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十一年度において許可すべき同一の単位とされる保安林等の皆伐面積の残存許容限度を次のとおり公表する。

平成二十一年十二月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

平成二十一年度皆伐面積の残存許容限度(単位 ヘクタール)

同一の単位とされる保安林等の名称 残存許容限度

- 宇多川水源かん養保安林 八四・九八
- 宇多川土砂流出防備保安林 三九・七八
- 宇多川干害防備保安林 〇・四八
- 新田川水源かん養保安林 二八五・五七
- 新田川土砂流出防備保安林 一〇七・六九
- 新田川干害防備保安林 五・〇〇
- 請戸川水源かん養保安林 二七一・四七
- 請戸川土砂流出防備保安林 一二三・一五
- 請戸川干害防備保安林 〇・〇四
- 請戸川土砂崩壊防備保安林 四・二二
- 請戸川干害防備保安林 三九六・五六
- 木戸川水源かん養保安林 九六・三二
- 木戸川土砂流出防備保安林 一・七六
- 木戸川防風保安林 四六四・九七
- 夏井川下流水源かん養保安林

- 夏井川下流土砂流出防備保安林 一二九・七八
- 夏井川下流干害防備保安林 八・五四
- 鮫川下流水源かん養保安林 三〇〇・二七
- 鮫川下流土砂流出防備保安林 二九・五〇
- 福島北東地区水源かん養保安林 三八八・三六
- 福島北東地区土砂流出防備保安林 一五二・一三
- 福島北東地区干害防備保安林 〇・九二
- 福島南西地区水源かん養保安林 一七六・五〇
- 福島南西地区土砂流出防備保安林 三八・六二
- 福島南西地区干害防備保安林 五八四・七八
- 郡山地区土砂流出防備保安林 二五・四七
- 郡山地区干害防備保安林 五・九二
- 郡山地区水害防備保安林 〇・一二
- 夏井川上流水源かん養保安林 二九・三〇
- 夏井川上流土砂流出防備保安林 七・三二
- 夏井川上流干害防備保安林 二・九四
- 阿武隈川上流水源かん養保安林 三三三・五六
- 阿武隈川上流土砂流出防備保安林 三五・九四
- 石川地区水源かん養保安林 〇・七二
- 石川地区土砂流出防備保安林 一・二四
- 石川地区干害防備保安林 一・五七
- 鮫川上流水源かん養保安林 一〇・〇二
- 鮫川上流土砂流出防備保安林 一五・七〇
- 鮫川上流干害防備保安林 三・二〇
- 久慈川水源かん養保安林 一五六・一〇
- 久慈川土砂流出防備保安林 九六・九七
- 久慈川干害防備保安林 〇・四四
- 猪苗代地区水源かん養保安林 三三三・四四
- 猪苗代地区土砂流出防備保安林 八二・九二
- 猪苗代地区干害防備保安林 二五二・一六
- 松原地区水源かん養保安林 〇・五四
- 松原地区土砂流出防備保安林 五三八・五三
- 濁川水源かん養保安林 四三・七四
- 濁川土砂流出防備保安林 〇・六二
- 濁川干害防備保安林 二三四・〇〇
- 阿賀川下流水源かん養保安林 九六・四〇
- 阿賀川下流土砂流出防備保安林 五・九〇
- 阿賀川下流干害防備保安林 六九三・六九
- 阿賀川中流水源かん養保安林 一〇九・七五
- 阿賀川中流土砂流出防備保安林

- 阿賀川中流防風保安林 〇・〇四
- 阿賀川中流干害防備保安林 一・一六
- 只見川下流水源かん養保安林 七五一・三六
- 只見川下流土砂流出防備保安林 一三〇・六四
- 只見川下流干害防備保安林 一・一八
- 阿賀川上流水源かん養保安林 一、〇七七・四〇
- 阿賀川上流土砂流出防備保安林 四九八・四五
- 阿賀川上流干害防備保安林 一、六六九・二二
- 只見川上流水源かん養保安林 二四八・七一
- 只見川上流土砂流出防備保安林 五・七六
- 只見川上流干害防備保安林 二九・四二
- 浜通り地区保健保安林 一・七〇
- 中通り地区保健保安林 九八・八八
- 会津地区保健保安林

(治山対策課)

福島県告示第七百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十一年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道下郷 会津本郷 線	南会津郡下郷町大字栄	変更前	五・〇	三三三・五
	富字居平戊七七番一 地先から	変更後	一〇・〇	三三三・五
	同 郡同 町大字栄 富字宮ノ下二六二番地 先まで	変更後	一一・〇	二二七・〇

(道路計画課)

公 告

公告第六百八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十一年十二月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十一年十一月十二日
- 二 名称  
特定非営利活動法人達南スポーツ振興会
- 三 代表者の氏名  
若林 謙一
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字京田十一番地の二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、主に福島県達南地域近隣の住民に対して、サッカー等各種スポーツに接する機会を増やし、同時に地域住民への普及及び振興又サッカー等各種スポーツ活動により青少年の健全育成への推進に関する事業を行う。地域住民と共同でサッカー等各種のスポーツ大会やイベント等を開催しスポーツコミュニティを形成する場を持つこと、そして各種大会やイベント等を開催することにより他地域と達南地域住民との交流の場を設けスポーツを通しての地域文化の振興と地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第六百九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十一年十二月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十一年十一月十三日
- 二 名称  
特定非営利活動法人ハーモネットわため
- 三 代表者の氏名  
熊田 富美子
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県須賀川市森宿字安積田百八十五番地五
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障がい者や誰もが主体的に生き生きと安心して生活できるように、地域における生活及び就労支援体制を整備し、「人は何によって輝くのか」を主眼に特に障がい者が社会参加・社会復帰できるように地域福祉に寄与すること、また自然を大切

にし自然の恵みを分かち合う生活の中で、生まれてきた喜び、共にいる幸せ、役に立つ嬉しさを感じ、その人らしい自立した生活が送れるよう支えることを目的とする。  
（文化振興課）

公告第六百十号

歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号。以下「法」という。）第十二条第一項及び歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第二条第一項の規定により、平成二十一年福島県歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。  
平成二十一年十二月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 試験期日  
学説試験 平成二十二年二月十九日（金）午前十時開始  
実地試験 平成二十二年二月二十日（土）午前九時開始
- 二 試験場所  
学説試験 福島市中町八番二号 福島県自治会館  
実地試験 福島市渡利字中角六十一番地 福島県立総合衛生学院
- 三 受験手続  
1 受験願書の受付期間  
平成二十二年一月八日（金）から同月十四日（木）まで（午前八時三十分から午後五時まで）（土曜日、日曜日及び同月十一日を除く。）とし、郵送の場合には、同月十四日（木）までの消印があるものに限り有効とする（郵送の場合には、必ず書留郵便とすること。）  
2 受験願書の提出先  
郵便番号九六〇―八六七〇 福島市杉妻町二番十六号  
福島県保健福祉部健康衛生総室医療看護課  
3 提出書類  
(一) 受験願書  
(二) 卒業（見込）証明書（法第十四条第一号又は第二号に該当する者は、提出すること。なお、卒業見込証明書を提出して受験する者は、卒業後速やかに卒業証明書を提出すること。）  
(三) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類（法第十四条第三号に該当する者は、提出すること。）  
(四) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類（法第十四条第四号に該当する者は、提出すること。）  
(五) 写真（出願前六月以内に脱帽で正面から撮影したものを台紙にはること。写真の大きさは、縦六センチメートル、横五センチメートルとすること。）  
(六) 戸籍謄本又は戸籍抄本（いずれも出願前三月以内に発行のものであること。）  
試験手数料

三万六千円相当金額の福島県収入証紙を受験願書にはって納入すること（消印はしないこと。）。  
 五 試験についての問い合わせ先  
 郵便番号九六〇―八六七〇 福島市杉妻町二番十六号  
 福島県保健福祉部健康衛生総室医療看護課  
 電話（〇二四）五二一―七二二一  
 （医療看護課）

公告六百一十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、平成二十一年八月から同年十月までの間に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。  
 平成二十一年十二月一日

福島県知事 佐藤 雄平

平成21年8月分  
 （特殊肥料）

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名（及び商品名）	検査の結果							備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)	C/N (%)		水分 (%)
たい肥	吉田昭文	牛ふん堆肥	0.4	0.8	0.9	5	33	0.4	26	73.1	

注 主成分の略号は、次のとおりである。

TN―窒素全量、TP―りん酸全量、TK―加里全量、TCu―銅全量、TZn―亜鉛全量、TCaO―石灰全量、C/N―炭素窒素比、水分―水分含有量

平成21年10月分  
 （普通肥料）

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析検査		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			

指定配合肥料	株式会社ジャット	新 酵肥	TN、TP、TK	—	—	—
--------	----------	------	----------	---	---	---

注1 分析検査の欄及びその他の検査の欄の記載は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した肥料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は、次のとおりである。

TN―窒素全量、TP―りん酸全量、TK―加里全量  
 （特殊肥料）

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名（及び商品名）	検査の結果							備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCaO (%)	C/N (%)		水分 (%)
たい肥	株式会社ジャット	堆肥源	1.9	2.6	1.9	4	47	0.7	12	21.1	
たい肥	田中壯介	E.M熟成堆肥	1.1	2.5	1.8	20	181	3.1	13	57.6	
たい肥	有限会社ジグラー商事	シグラーぼかし肥料No.41号	1.6	3.5	1.9	50	227	3.3	13	22.0	

注 主成分の略号は、次のとおりである。

TN―窒素全量、TP―りん酸全量、TK―加里全量、TCu―銅全量、TZn―亜鉛全量、TCaO―石灰全量、C/N―炭素窒素比、水分―水分含有量  
 （肥料No.41号）

福島県公安委員会

銃剣刀剣類所持等取締法第12条の2及び第12条の3の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成21年12月1日

福島県公安委員長 高 瀬 淳

福島県公安委員会規則第11号

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の2及び第12条の3の規定による医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の2及び第12条の3の規定による医師の指定に関する規則（平成21年福島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。題名中「第12条の2及び第12条の3」を「第4条の3第2項等」に改める。第1条中「（いう。）」の次に「第4条の3第2項、」を加え、同条の表中「第5条第1項第2号」を「第5条第1項第3号」に、「第5条の2第3号」を「第8条第3号」に、「第5条第1項第3号及び第4号」を「第5条第1項第4号及び第5号」に改める。

附 則

この規則は、平成21年12月4日から施行する。

福島県公安委員会告示第68号

銃砲刀剣類所持等取締法の規定により医師を指定した件（平成21年福島県公安委員会告示第33号）の一部を次のように改正し、平成21年12月4日から施行する。

平成21年12月1日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

本文中「銃砲刀剣類所持等取締法第12条の2及び第12条の3の規定による医師の指定に関する規則」を「銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項等の規定による医師の指定に関する規則」に改める。

1の表中「第5条第1項第2号」を「第5条第1項第3号」に、「第5条の2第3号」を「第8条第3号」に、「第5条第1項第3号及び第4号」を「第5条第1項第4号及び第5号」に改める。  
(生活環境課)

正 誤

ページ	段 行	正	誤
-----	-----	---	---

○平成二十一年三月二十七日付け号外第十八号中

六	上	九	区分	区別
---	---	---	----	----